

## 別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所

在宅療養支援診療所とは、在宅療養をされる方の為にその地域で主たる責任をもって診療にあたる診療所であり、地方厚生（支）局長に届出て認可される病院・医院の施設基準のひとつです。